

長野市地域包括支援センター設置運営方針の構成 新旧対照表

新(令和6年度) 案	旧(令和5年度)
<p>I 方針策定の趣旨</p> <p>II 支援センターの設置目的・意義</p> <p>III 運営上の基本的視点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公益性 2 地域性 3 協働性 <p>IV 基本的な運営方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共通事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業計画の作成 (2) 支援センターの周知活動 (3) 職員の姿勢 (4) 職員の資質向上 (5) 法令の遵守 (6) 個人情報保護 (7) 苦情対応 2 重点的に行うべき業務の方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合相談支援体制の充実 (2) 家族介護者への支援 (3) ケアマネジメント支援の充実 (4) 高齢者を支える地域の体制づくり 3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・地域福祉ワーカー・ボランティア等の関係者とのネットワーク(地域社会及び専門職との連携)の構築方針 4 介護予防に係るケアマネジメント(第一号介護予防支援事業等)の実施方針 5 ケアマネジメント支援の実施方針 6 地域ケア会議の運営方針 7 市や関係機関との連携方針 <ol style="list-style-type: none"> (1)「長野市地域包括支援センター運営協議会」 (2)「地域包括支援センター・在宅介護支援センター運営調整会議」 	<p>I 地域包括支援センターの設置方針</p> <p>II 基本的な運営方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステムの深化・推進 2 重点的に行うべき業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント) (2) 高齢者の権利擁護の推進 (3) 在宅医療・介護連携の推進 (4) 認知症高齢者とその家族への支援 (5) 住民組織と連携した地域づくり 3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・地域福祉ワーカー・ボランティア等の関係者とのネットワーク(地域社会及び専門職との連携)の構築 4 介護予防に係るケアマネジメント(第1号介護予防支援事業等)の実施方針 5 ケアマネジャーに対する支援 6 地域ケア会議の運営 7 市との連携 8 公正・中立性の確保 9 チームアプローチによる業務

<p>8 公正・中立性確保のための方針</p> <p>9 チームアプローチによる業務方針</p> <p>V 個別業務の実施方針</p> <p>1 第1号介護予防支援事業</p> <p>2 包括的支援事業</p> <p>(1) 総合相談支援業務</p> <p>(2) 権利擁護業務</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>(4) 認知症総合支援事業</p> <p>(5) 地域ケア会議の充実</p> <p>(6) 生活支援体制整備事業</p> <p>(7) 在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>VI 基幹型地域包括支援センターの役割</p>	<p>III 個別業務の実施方針</p> <p>1 第1号介護予防支援事業</p> <p>2 包括的支援事業</p> <p>(1) 総合相談支援業務</p> <p>(2) 権利擁護業務</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>(4) 認知症総合支援事業</p> <p>(5) 地域ケア会議の充実</p> <p>(6) 生活支援体制整備事業</p> <p>(7) 在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 介護者教室の開催(家族介護継続支援事業)</p> <p>(2) 地域での介護予防活動支援</p> <p>(3) 地域包括支援センター・在宅介護支援センター運営調整会議</p> <p>(4) 地域包括支援センターの周知活動</p> <p>(5) 個人情報保護</p> <p>(6) 基幹型地域包括支援センター業務</p> <p>IV 事業計画の作成</p>
--	--

※赤字部分は、新たに設定した項目及びR5年度版に修正を加えたものです。